

「税務署事務処理センター（東淀川センター）」 についてのお知らせ

概要

内部事務の効率化を目的として、大阪福島税務署、西淀川税務署及び東淀川税務署の内部事務^(※)を集約処理する「税務署事務処理センター（東淀川センター）」を、平成29年10月10日（火）から設置しています。

なお、令和元年10月15日（火）からは、「税務署事務処理センター（東淀川センター）」の対象署に大淀税務署を追加します。

^(※) 内部事務とは、基本的には税務署の職員が税務署の内部で行う事務（例えば、申告書の入力処理、納税者の皆様へのお尋ね文書の発送など、納税者や税理士の皆様との対面を伴わないような事務）を言います。

○ 「税務署事務処理センター（東淀川センター）」の概要

設置場所	東淀川税務署3階
対象署	大阪福島税務署、西淀川税務署、東淀川税務署及び 大淀税務署 ^(※) ※ <u>大淀税務署は、令和元年10月15日（火）</u> から追加します。

留意していただきたい事項

- 「税務署事務処理センター（東淀川センター）」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄の税務署を変更するものではありません。

したがって、「税務署事務処理センター（東淀川センター）」設置後も次の点については従来どおりです。

- 窓口事務
納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等は、従来どおり、所轄の税務署で行います。
- 書類の提出先
申告書や申請書・届出書等の書類の提出先は、従来どおり、所轄の税務署となります。

- 大阪福島税務署、西淀川税務署及び大淀税務署へ提出された書類（申告書や申請書・届出書等）は、原則として、「税務署事務処理センター（東淀川センター）」を設置した東淀川税務署へ移送の上、保管します。

そのため、大阪福島税務署、西淀川税務署及び大淀税務署へ提出された書類の内容確認等を行う場合には、お時間をいただくこともあります。あらかじめご了承ください。

- 内部事務を処理するため、大阪福島税務署、西淀川税務署、東淀川税務署及び大淀税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター（東淀川センター）」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。